

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第47回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和5年7月18日（火）午後2時03分～午後3時35分	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室	
出席者		出席委員 3人 委員長 佐藤 直人 委員 副委員長 伊藤 茂男 委員 委員 矢板 ゆき江 委員 欠席委員 2人 曾根 隆寛 委員 唐澤 寛 委員
	担当課	環境政策課長 岩 佐 健一郎 環境政策課環境係長 高 野 修 平
	事務局	企画政策課長 富 田 絵 実 企画政策課企画政策係長 中 島 広 樹 企画政策課企画政策係主任 兼 堀 義 信 公共施設マネジメント推進担当課長 田 中 克 知 企画政策課企画政策係主査 郷 古 陸
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>	
会議次第	1 開会 2 小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者の候補者の選定について（第1次審査） 3 その他 4 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第47回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和5年7月18日（火）午後2時03分～午後3時35分

場 所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室

出席委員 3人

委員長 佐藤直人 委員

副委員長 伊藤茂男 委員

矢板ゆき江 委員

欠席委員 2人

曾根隆寛 委員

唐澤 寛 委員

担当課職員

環境政策課長 岩佐健一郎

環境係長 高野修平

事務局職員

企画政策課長 富田絵実

企画政策課企画政策係長 中島広樹

企画政策課企画政策係主任 兼堀義信

公共施設マネジメント推進担当課長 田中克知

企画政策課企画政策係主査 郷古陸

（午後2時03分開会）

◎委員長 それでは、ただいまから第47回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

本日は、■■■■委員と■■■■委員から欠席の連絡をいただいております。

なお、定足数につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第11条第2項に、半数以上で成立することが定められておりますので、本日は5人中3人の出席でございますので、会議は成立しているということを御報告させていただきます。

本日は、お手元の次第にもありますように、1件の審査を行う予定でございます。

本日の進め方については、事務局より説明をお願いいたします。

◎富田企画政策課長 それでは、進行等につきまして説明させていただきます。

前々回の会議において公募内容を審査いただいた、小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者の候補者の選定についての書面による1次審査を行っていただきます。

まず初めに、資料を確認いたします。

机上配布しております資料は、本日の次第でございます。

そのほか、事前に委員の皆様へ送付し、本日御持参いただきました資料といたしまして、第1次審査書類一式、参加資格審査書類一式、選定基準及び評点票がそれぞれ2者分ございます。

また、参考資料として、第1次審査書類の一覧表を机上にて配布しており、さらに次回の指定管理者選定委員会の開催通知も机上にて配布いたしております。

以上となりますが、資料の過不足はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎**富田企画政策課長** それでは、本日は、小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者の候補者の選定についての諮問を受け、書類審査による1次審査を行います。

まず、審査に先立ちまして、担当課の説明により、応募書類の不備、欠格条項の該当及び明らかな虚偽の記載について、無いことを御確認いただきます。

ここで失格となった者を除き、第1次審査を行うこととなります。

その後、評価項目のうち大項目ごとに、候補者の2者を一括で質疑等を行っていただきたいと思います。

質疑が終わりましたら、各委員それぞれ再度評点を行い、その集約結果をもって、問題がないか判断することとなります。

なお、選定に当たっては、候補者2者が第2次審査に進む場合は特に問題はありませんが、もし点数が極端に低いなど、審査上問題がある場合には、選定から漏れた理由を明確にする必要がありますので、選定の理由について御協議をお願いします。

また、1者も1次選定を通過しなかった場合には、後日、再公募するという運びとなります。

なお、通過基準についてですが、前々回の本委員会において担当課より説明があったとおり、通過基準は設けてございません。ただし、総合点が明らかに低い場合など、不選定も考えられますので、その場合は、委員の皆様で適宜協議をしていただければと考えております。

説明は以上です。

◎**委員長** 事務局から説明がありました。

何か御質問はありますか。

(「ありません」の声あり)

◎**委員長** それでは、事務局から説明のあった流れでよろしいということで、そのように決定いたします。

それでは、「次第2 小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指

定管理者の候補者の選定について」を議題といたします。

本日は、小金井市長から諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎富田企画政策課長 それでは、本日、市長から審議に当たりまして、委員長へ諮問書が提出されております。委員長及び諮問をされる方は前のほうまでお越しくください。

◎岩佐環境政策課長 本来でしたら、直接、市長から諮問をさせていただくところでございますけれども、本日は市長に代わりまして、私が諮問書を代読させていただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

小企企発第94号
令和5年7月18日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 佐藤 直人 様

小金井市長 白井 亨

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 令和5年度諮問第3号

小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者の候補者の選定について

【添付資料】

応募した2者の申請書類一式

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎委員長 ただいま、1件の諮問を受けました。

それでは、審査の前に、応募書類の不備、欠格条項の該当及び明らかな虚偽の記載について、無いことを確認するため、この間の経過につきまして、担当課から説明をお願いいたします。

◎岩佐環境政策課長 それでは、環境政策課から御説明をさせていただきます。

前回、募集要項を審査いただいた以降の経過について、簡単に御説明をさせていただきます。

4月3日に審査いただきました募集要項につきまして、4月13日から市のホームページにて公表し、併せて第1回目の質問を4月28日まで受付を行いました。提出されました質問は23件で、回答は市のホームページにて5月12日に公表をしております。

参加資格審査書類の締切りにつきましては、5月19日までに2者の民間事業者から参加資格審査書類の提出がございまして、提出されました内容につきましては、担当において確認した結果、不備・不足等がなかったため、5月26日に2者とも合格の審査結果を通知したところでございます。

また、5月26日から6月2日まで第2回目の質問の受付を行いました。提出されました質問は17件で、回答は市のホームページにて6月23日に公表してございます。

1次審査書類の締切りの6月30日までに、資格審査を合格した2者から1次審査書類の提出がありまして、担当において確認した結果、不備・不足及び明らかな虚偽記載等がなかったことを御報告させていただきます。

以上になります。

◎委員長 ただいま担当課から御説明いただきました。

報告のとおり、応募書類については、不備がありませんでした。また、欠格条項に該当する事項もなく、明らかな虚偽記載がないということです。

この点につきましては、何か質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

◎委員長 では、以上のことから、応募書類の不備等がないことの確認ができました。第1次審査に進みたいと思います。

なお、欠格役員不存在の確認については、今回提出資料の中に欠格役員不存在誓約書は含まれておりませんので、第2次審査において委員長である私のほうから口頭で確認させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、第1次審査の質疑を行います。

まず、審査基準及び評点票にございます大項目の実施方針、No.1からNo.6についてです。何か質疑はございませんでしょうか。

■委員、お願いいたします。

◎委員 評点票の3の実施体制のところですが、A者のインデックスの4番で人員配置計画書が出ています。雇用形態は担当者5人が常勤と書いてあります。同じくインデックスの8です。インデックス8で従事者の体制図が載っておりまして、その中では総括責任者と市民協働責任者が非常勤となっているのですが、先ほどの常勤5人と今の非常勤のところ記載の違うのですが、どちらが正しいのでしょうか。

◎委員長 担当課からお願いいたします。

◎岩佐環境政策課長 インデックスの4番と8番ということで、常勤、非常勤の書き方で分かりにくい部分がございますが、確認しましたところ、8番の総括責任者及び市民協働責任者は非常勤ということで、毎日来るということではなくて、月に8回程度の出勤ということで確認が取れております。

雇用形態としては、正規職員ということで常勤という書き方をしたと認識してございますので、シフトとしては、8番のインデックスのところを見ていただいて、この2人については、常に毎日いないということで認識してございます。

以上です。

◎委員 分かりました。

◎委員長 そのほか、いかがでしょうか。No.1 からNo.6 についてですが、■■■■委員、よろしいですか。

◎委員 大丈夫です。

◎委員長 ■■■■委員も、そのほか、よろしいですか。

◎委員 はい。

◎委員長 では次に、大項目の管理運営のところ、No.7 からNo.19 についてですが、この関係について御質問はいかがでしょう。

■■■■委員、お願いいたします。

◎委員 評点の17番、低未利用公園の活用ですが、A者の提案書の16ページに低未利用公園の活用ということで、ワークショップ、教室、物販などの開催の提案があります。17ページには、コミュニティガーデン事業ということで提案があり、それぞれインデックスの2番と3番で、自主事業提案書に同内容の提案が記載されております。

それぞれ収入見込額が書いてあるのですが、市の持っている公園条例の規定で、物品の販売その他営業行為を行う場合は、1平方メートルにつき、1日利用料金を21円徴収できるという規定があります。ただし、17ページのガーデンとして区画単位で貸し出すという提案は、かなり長期に借りるようになると思うので、条例上、1日1平米21円という規定が、ガーデンとして貸し出したときに適用できるのかという問題があるのではないかと思います。どうでしょうかというのが1点。

それから、評点票の18で、滄浪泉園と環境楽習館の施設を一体的な利用をする提案をしてくださいということで業務仕様書に記載があり、A者、B者とも、連絡通路あるいはフェンス、あるいは案内板というものを設置したいという提案があるのですが、その費用は指定管理者が払うということになりにくいと思うのですが、そこはどのように、通路やフェンス、案内板をいつ誰がつけるのかというところを教えてください。

以上の2点です。

◎岩佐環境政策課長 まず1点目、利用料の関係です。■■■■委員のおっしゃるとおり、イベント等で実施したときの利用料ということで想定していますので、例えば、低未利用公園のランニング教室とか、ヨガ教室とか、そのようなものをイメージしております。

区画について、長期にわたるものになると思いますので、その辺については、一定整理が必要と考えています。

それから2点目、滄浪泉園と環境楽習館の一体利用については、従前から費用については、市で負担するというように考えておりました。それぞれ2者、基本的には一体利用をして、門扉を造って、出入りするようなことができるような仕様になっていますが、かなり金額差もございましてけれども、基本的には市で、東京都の補助金等を活用しながら負担をしていきたいと

考えています。

実際にどちらかの事業者に決定した後、一体利用について内容を詰めていくようになると思います。設計ですとかそういったところも必要になると思いますので、早ければ令和6年度と考えていますが、一定設計協議の必要性も考えていますので、当初予算が措置された上で、令和7年度の工事になるかなと想定しております。

以上です。

◎委員長 ■■■委員、お願いします。

◎委員 そうしますと、A者のコミュニティガーデンとして貸し出すという部分については、仮に指定管理者となった場合は、市と協議をして、条例改正が必要だということであれば、そういう措置を取るということですね。

◎岩佐環境政策課長 協議した結果、必要であれば検討します。

◎委員 分かりました。

それから、滄浪泉園と環境楽習館の通路については、工事自体は令和6年度中に予算措置をして、令和6年度中に造るのですか。

◎岩佐環境政策課長 早ければとは思っていますが、もしかすると令和7年度になるかもしれないです。

◎委員長 ほかはよろしいですか。■■■委員、いかがでしょうか。

◎委員 大丈夫です。

◎委員長 では、私から1つ質問をさせていただきます。管理運営と、先ほどの実施体制にも関わると思うのですが、A者のほうに維持管理業務委託会社というのが出てきますけれども、指定管理者として業務の委託を受けて、さらに指定管理者が維持管理業務の委託というのを他の会社にする場合、どのような範囲までいいのですか。いわゆる丸投げというのではないと思うのですが。

◎岩佐環境政策課長 例えば樹木の管理とかいうことであれば、草刈りとか、樹木の剪定とかそういったところを含めて、造園業者に委託するということはあるかと考えています。

遊具の点検等については、資格を有する民間事業者がありますので、そういったところをお願いするようになるかと考えています。

門扉の開閉等については、今もシルバー人材センターをお願いしていたり、あと、砂場の清掃とかそういったところは、障がい者団体に委託していますので、その辺については、ある程度仕様を決めた上で委託するような形になると考えております。

◎委員長 指定管理者が維持管理業務委託会社との契約をする場合に、どの程度市は関わるのですか。

◎岩佐環境政策課長 委託する際は、市でも事前に協議して、こういった内容を委託するのかということは確認させていただくような流れになるかと思えます。その辺を確認した上で、指定管理者から民間事業者に委託する流れになるかと思えます。

◎委員長 主に考えられるのは、樹木の管理とかそういうところですか。

◎岩佐環境政策課長 樹木や遊具の管理等、その辺になると思います。

◎委員長 分かりました。ありがとうございます。

管理運營業務について、そのほか、よろしいですか。

次に、大項目の維持管理、No.20とNo.21について、御質問はいかがでしょうか。安全管理と維持管理です。

■■■■委員、■■■■委員、いかがでしょうか。

◎委員 大丈夫です。

◎委員 ありません。大丈夫です。

◎委員長 よろしいですか。

次に、大項目の財政運営、No.22とNo.23です。これについてお願いいたします。

では、■■■■委員、お願いします。

◎委員 No.22の経費の縮減という部分であります。収支計画書で指定管理委託料が書いてありますが、募集要項で指定管理委託料については、上限額が5年間で7億1,993万円として、募集要項には年度別、施設別に金額が書いてあります。

A者については、同額の指定管理料が収支計画書に載っているのですが、B者は、年度別の金額に若干相違があるのですが、5年間で7億1,988万4,000円になっており、募集要項の総額よりも4万6,000円少ないという金額になっています。市が示した指定管理委託料と同額でなくても、全体として少なくなっているの、それでよしということによろしいかどうか、伺いたいと思います。

それから、市のホームページに指定管理委託料の内訳を掲載しておりまして、人件費という項目があります。前回のときに、5年間の7億1,993万円の数字の根拠について、どういう計算でこういう金額になったのかと聞いたときに、過去の実績ベースで人件費を見込んだという回答があったと思います。ホームページに載っております指定管理委託料の人件費の金額と、両者から出ている人件費と書いてある部分の金額が、年額で1,000万円ぐらい差があるのですが、これはどういうふうに考えたらいいかというのを聞きたいです。

以上です。

◎岩佐環境政策課長 まず、両者の指定管理委託料について、収支計画書のところを確認していただいたのかと思います。指定管理料については、年度によって増減することはあるかと思いますが、7億1,993万円の限度額の範囲内をお願いしております。

それと2点目、人件費の項目で、差異が生じているかと思えます。この辺りの理由についてはまでは聞いていないのですが、それぞれ想定し得る人数や体制によって、正規職員か、非常勤か、アルバイトかというところもその人件費の根拠になると思います。その辺がA者とB者とそれぞれ考え方があり、差が出てきているという認識でございます。

以上です。

◎委員長 ■■■委員、よろしいですか。■■■委員、お願いします。

◎委員 1点目ですけれども、B者のインデックス5番の収支計画書の総括表があります。その指定管理委託料で収入のところの計のところだけ足したので、6億9,252万7,000円と2,735万7,000円を足すと7億1,988万4,000円になります。

◎岩佐環境政策課長 そうですね。この範囲内であれば特段問題ないと考えていますので、超えなければいいと思います。

◎委員 分かりました。

それから、人件費の部分は、その表を見ていただくと、例えばB者の令和6年度が2,654万3,000円になっています。市のほうでホームページに載っている金額が、これは「市立公園等」の中しか人件費が載っていないのですが、1,507万5,000円になっていまして、ざっと1,000万円ぐらい違うのですが。

◎岩佐環境政策課長 そうですね。かなり人件費をかけていただいているとは思いますが。

◎委員 A者も、それぐらいかけていますね。

◎岩佐環境政策課長 2,424万円ですね。

◎委員 トータルとして7億の部分は同じなので、そこは何とも言えないのですが、市の見積もっている人件費と業者から出ている人件費が1,000万円ぐらい、年額違っているというところだけ指摘をしておきたいと思います。

◎委員長 よろしいですか。財政運営については、よろしいでしょうか。

では、次ですが、残りは一括してNo.24からNo.28について、大項目の市立公園について、それから環境楽習館について、この関係での質疑はいかがでしょうか。

■■■委員、お願いいたします。

◎委員 No.24の設置管理許可制度について、A者のインデックス16番で設置許可提案書が出ています。2階建ての多機能施設の建設の提案がされておりまして、収支計画書でも収入、支出を見込んでおります。

都市計画公園への建物の建設については、建蔽率とか、容積率とか、そもそも公園の中にこんなものは建てられないという規制があるかと思うのですが、そういう条例とか法律とかとの関係で、A者の提案の2階建ての施設は建設可能なのかどうかということと、東京しごと財団の補助金を活用するという提案になっていますが、その補助金が果たしてもらえるのかどうかという部分がもし分かれば教えていただきたいと思います。

それから、評点25番で、環境楽習館について、A者が、提案書の24ページでシェアキッチン事業として日常的なカフェの運営ということを提案なさっています。日常的となると、恐らくここで書いてあるのは、8つぐらいの業者の方に入れ替わり立ち替わりみたいなことなのですけれども、常時、カフェがあるということになると、建物の利用として、あるいは条例上の建物の設置の趣旨とか目的、そういったものから考えたときに、常時、カフェをやるということについて、いいのかと私は思うのですが、その点について何かあれば教えてください。

それから、3点目ですけれども、業務仕様書で、市立公園の中に自動販売機の設置について提案していただいてもいいという形で業務仕様書に載っております。栗山公園、梶野公園について自動販売機が設置できるということなのですが、B者が、2つの公園に各2台提案をしまして、それぞれ収入、支出が収支計画書に載っております。逆に、A者は、環境負荷の点から自動販売機は設置しないと書かれております。1点としては、自動販売機の提案について、評点票では何番のところまで点をつけたらいいのかということと、考え方が真逆なものですから、設置するほうを評価するのか、設置しないほうを評価するのか、もし、その辺が市として考え方があれば教えてください。

以上です。

◎委員長 お願いいたします。

◎岩佐環境政策課長 私から1点目と3点目を回答させていただきます。まず1点目、2階建ての建物が建った場合の建蔽率とか、その辺、法令に照らし合わせて大丈夫かといった趣旨だと思います。梶野公園の中で建蔽率2%まで建てることができますので、今、実際にトイレとか倉庫とかがあり、残りの面積を割り出したときに、今回御提案いただいている面積の建物が建ったとしても、その範囲内で抑えられるということで聞いてございます。

それと、補助金の活用について、今回御紹介いただきました東京しごと財団の補助金ということで、概要としては、サテライトオフィスを新たに設置することが書かれておまして、民間事業者からこの提案があったときに、基本的には原則5年間の指定管理期間の中でどうするかといったところをしっかりと確認し、補助金について適正に活用ができるのかどうかということも確認をいただいておりますので、市としても民間事業者の責任の範疇の中で使っただけの補助金かと考えております。

3点目の自動販売機の関係ですけれども、委員おっしゃるとおり、A者からは御提案はなく、B者からは、2公園について各2台ずつ、計4台ということで御提案いただきました。この間、市でも自動販売機の削減の方針があり、市民への説明や、議会でも、環境に配慮したタイプの自動販売機であれば設置許可しますとか、または、震災時に使えるようなものであれば設置許可しますということは説明をしてくれているのですが、基本的に、梶野公園と栗山公園の2公園において各1台ずつということで考えております。もし御提案いただいた事業者に決まった際は、その辺の要件の確認とか、台数ですとか、機種の確認、調整というのは今後やっていきたいと考えております。

特段、自動販売機を市から、募集要項で要件は書かせていただいておりますけど、市で、設置した場合に加点されるとか、そういったことまでは特に設けておりませんので、そのように御理解いただければと思います。

では、2点目、よろしく申し上げます。

◎高野環境係長 A者につきまして、日常的なカフェ運営を行いますという御提案をいただいております。我々の環境楽習館に求める役割としては、環境啓発の場であったり、環境教育の

場の確保であったり、子どもの居場所の確保ですが、プラス交流の場としてシェアキッチンというものも求めており、御提出していただいた際に確認したところ、カフェ経営により、シェアキッチンを自主事業としたいという形で御提案いただいております。

委員のおっしゃるとおり、日常的にというような御提案があったところで、それら、今申し上げた環境啓発であったり、環境教育というところがなおざりになってしまう可能性があるのではないかというような指摘をさせていただきました。

ただ、これにつきましては、最大値ということで、最大このぐらい、月曜日から日曜日までできますというような形での御提案という形でお話をいただいております。環境政策課としても、全てをシェアキッチンで埋めるというような形ではなく、あくまで今までの貸し館であったり、環境教育の場であったり、それプラスシェアキッチンをしていただきたいというような考えがあるというお話をしたところ、あくまで最大値で出しているの、そこにつきましては、協議の上検討したいというような話をいただいておりますので、最大このぐらいできますよというような提案で見えていただければと思っております。

以上です。

◎岩佐環境政策課長 ちょっと補足させていただきます。

◎委員長 お願いします。

◎岩佐環境政策課長 今、御説明させていただいたとおり、最大値というところがございます。基本的に環境楽習館については、環境啓発をする施設ということで考えていますので、貸し館業務等もございますので、今まで御利用になってきた団体の皆様に、使い勝手が悪くなったとか、シェアキッチンばかりやっていて予約が取れないといったことがないように、まずは環境啓発の予約、貸し館を確認させていただいて、空いているところで、うまく利用をしていただけるような施策を民間事業者のほう考えていただければなということで考えております。

以上です。

◎委員長 ■■■委員、よろしいですか。

◎委員 はい。

◎委員長 市立公園、環境楽習館の関係、ほかに質問はいかがでしょうか。

では、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎委員長 そのほか、何か質疑等はございませんでしょうか。

では、以上で、本件についての質疑を終了いたします。

ここで採点に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

◎富田企画政策課長 それでは、採点について説明をいたします。

既に委員の皆様には、事前評価をお願いしているところでございますが、これまでの質疑などを踏まえ、評点を変更する場合には、修正前の評点を二重線で消していただき、新しい評点

を丸で囲んでください。

なお、用紙の右上のところに「A事業者」または「B事業者」と記載されている上に、委員のお名前の御記入を、お願いいたします。

修正が終わりましたら回収いたしますので、挙手にてお知らせいただけますようお願いいたします。その後、集計のため、暫時休憩をお願いしたいと思います。

◎委員長 事務局から説明いただきました。

採点后、集計が終わるまで、休憩といたします。

(休憩)

◎委員長 それでは、再開いたします。

集計結果について、事務局の報告をお願いいたします。

◎富田企画政策課長 小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者の候補者選定の第1次審査評点票の3人の委員の合計点につきまして、御報告させていただきます。

まず、候補者A、394点。続いて、候補者B、459点。

以上の結果、合計点数の高い順は、候補者B、続いて候補者Aとなりました。

報告は以上です。

◎委員長 事務局からの報告は以上でございました。

合計点数の高い順は、候補者B、それから候補者Aの順です。

このまま2者で第2次審査を行うことといたしますか。御意見をお願いいたします。

◎委員 ありません。

◎委員長 では、2者とも通過するという事で、候補者A、候補者Bともに第1次審査通過と決定することについて、異議はございませんね。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 次に、2次審査について協議します。

プレゼンテーションは、前々回の本委員会において、1者当たりプレゼンテーション30分、質疑20分、審査10分の合計60分で行い、パソコンの使用は認めると、それから追加資料は認めないと決定いたしております。

また、選定方法について、選定基準は第1次審査と同様として、候補者からの説明及び質疑を踏まえて、各委員に再度採点していただきます。結果、評点数の高かった事業者を指定管理者の候補者として選定いたしたいと思います。

第2次審査について、何か質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎委員長 では、説明のとおり第2次審査を行うことでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、そのとおり決定いたします。

次に、次回の委員会開催日についてです。

日程につきましては、事前に調整いただきまして、7月26日、水曜日の午後2時から、場所は小金井市役所西庁舎2階第五会議室。議題は、小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者の候補者の選定について（第2次審査）となります。本日の第1次審査を通過した候補者にお越しいただき、プレゼンテーションをしてもらうことになります。

この第2次審査についてですが、各者の呼出しの時間については、1番、14時5分からを候補者A。それから、2番、15時10分からを候補者Bといたします。

これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎委員長 では、異議なしと認めます。日程につきましては、そのように決定いたします。

次に、次第3、その他でございますが、何かございますか。

（「ありません」の声あり）

◎委員長 事務局もよろしいですか。

◎富田企画政策課長 はい。大丈夫でございます。

◎委員長 では、以上で本日の議事は全て終了でございます。これをもって閉会といたします。皆様、お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

（午後3時35分閉会）